

湖北市民会議 規約

(名 称)

第1条 この会は、湖北市民会議（以下本会という）と称する。

(目 的)

第2条 本会は、湖北地域の将来展望について討議し、具体策を提言し、その実現に向けて行動することにより地域の活性化に寄与することを目的とする。

(事 業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 地域の活性化に関する調査、研究。
- (2) 成果の発表と普及啓発。
- (3) その他、目的達成のために必要な事業。

(会 員)

第4条 本会の会員資格は次の通りとする。

- (1) 個人会員 本会の目的に賛同し入会した個人。
- (2) 企業会員 本会の目的に賛同し入会した法人または個人事業主。

(入 会)

第5条 会員として入会しようとする者は、入会申込書を提出することとする。

(会 費)

第6条 会員は、以下に定める会費を納入しなければならない。

- (1) 個人会員 年 6, 000円
- (2) 企業会員 年12, 000円

(退 会)

第7条 会員は、退会届を提出し任意に退会することができる。

(役 員)

第8条 本会には次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副 会 長 3名以内
- (3) 事 務 局 長 1名
- (4) 事務局次長 2名

(役員を選任)

第9条 役員を選任は次の通りとする。

- (1) 会長は会員の互選による。
- (2) 副会長並びに事務局長、事務局次長は会員の中から会長が任命する。

(役員任期)

第10条 役員任期は3年とする。ただし、再任を妨げない。

(総会)

第11条 総会は、会員をもって構成し、毎年度一回または必要に応じ会長が招集する。

- 2 総会の議長は、会長がこれに当たる。
- 3 総会は、次の各号に掲げる事項を議決する。
 - (1) 規約の改正
 - (2) 解散
 - (3) 事業報告及び収支決算
 - (4) 役員を選任又は解任
 - (5) その他本会の運営に関し重要な事項
- 4 総会は、会員の過半数の出席（委任状を提出した会員を含む）がなければ、開会することができない。

(委員会)

第12条 本会は、目的達成のため必要に応じて委員会を置くことができる。

- 2 委員会の委員長、副委員長は、会員の中から会長が任命する。

(事業年度)

第13条 本会の事業年度は、4月1日から翌年の3月31日までとする。

(会計)

第14条 本会の経費は、会費、寄付をもって充てる。

- 2 本会の会計年度は、4月1日から翌年の3月31日までとする。
- 3 本会は、会員に対して年1回以上の会計報告を行う。

(事務局)

第15条 本会の事務局は、滋賀県長浜市に置く。

(その他)

第16条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、会長が会員に諮って定める。

附 則

- 1 この規約は令和元年12月21日から施行する。
- 2 令和5年11月20日 一部改訂